

令和5年10月25日開催

新庄市農業委員会第5回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（令和5年10月）議事録

1. 開催日時 令和5年10月25日（水）午前10時
2. 開催場所 新庄市民プラザ 小ホール
3. 出席委員（18名）

| | | | | | |
|-----|----|----|-----|-----|----|
| 1番 | 浅沼 | 玲子 | 2番 | 笹 | 行也 |
| 3番 | 松田 | 浩一 | 4番 | 早坂 | 浩樹 |
| 5番 | 指村 | 貞芳 | 6番 | 森 | 良一 |
| 7番 | 下山 | 秀一 | 8番 | 奥山 | 久 |
| 9番 | 中鉢 | 浩 | 10番 | 五十嵐 | 成生 |
| 11番 | 田宮 | 成彦 | 12番 | 齋藤 | 謙二 |
| 13番 | 星川 | 吉和 | 14番 | 伊藤 | 和彦 |
| 15番 | 三原 | 幸一 | 16番 | 星川 | 秀男 |
| 17番 | 星川 | 豊 | 19番 | 高山 | 光弥 |
4. 欠席した委員（1名）
18番 佐藤 喜代志

5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名
- 日程第 2 議案第 7 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第 8 号 農地法第 5 条許可に係る事業計画の変更申請について
- 日程第 4 議案第 9 号 非農地判断について
- 日程第 5 議案第 10 号 農用地利用集積計画（一括方式）について
- 日程第 6 報告第 10 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 日程第 7 報告第 11 号 2 アール未満農地転用届出について

6. 出席した事務局職員

事務局長 叶内 敏彦 総務主査 鏡 彰広
主任 八鍬 貴征

7. 総会議長

浅沼 玲子

8. 会議の概要

○議長

それでは、これより令和 5 年度新庄市農業委員会第 5 回総会を開催いたします。議事に入る前に事務局より出席の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員は 18 名です。欠席通告者は、18 番佐藤喜代志委員の 1 名です。従いまして、現に在任する委員の出席者が過半数を上回っておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本第 5 回総会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは会長に議長をお願いいたします。

○議長

それではこれより議事に入ります。はじめに、日程第 1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に8番奥山 久委員と16番星川 秀男委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の鏡彰広さんと八楯貴征さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

○議長

次に日程第2、議案第7号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第7号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区1件、萩野地区1件、八向地区1件、計3件ご提案申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○16番

新庄地区1番につきまして、10月18日に調査確認いたしました。宅地に隣接している土地であり対価が宅地並みの評価となりましたが、双方合意しており、問題ないと判断いたしましたのでよろしくお願いします。

○議長

続いて、八向地区1番について調査報告をお願いします。

○11番

八向地区1番につきまして、10月19日に調査確認いたしました。長年譲受人が譲渡人の農地を管理・耕作しており、この度無償で贈与することになりました。双方合意しており、問題ないと判断しましたのでよろしくお願いします。

○議長

ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第7号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第7号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第3、議案第8号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請についてを上程します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第8号、農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請について、稲舟地区1件ご提案申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願ひいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から調査の結果について報告をお願いします。それでは、稲舟地区1番について調査報告をお願いします。

○19番

稲舟地区1番につきまして、10月19日に調査確認いたしました。建売分譲とし工期内に完成の予定でありましたが、近年の資材高騰で当初の予算を見直し、検討した結果、今後の目途が立ったため工期の延長申請をいたしました。このことから問題ないと判断しましたのでよろしくお願いします。

○議長

ご苦勞様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第8号農地法第5条許可に係

る事業計画の変更申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第8号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第4、議案第9号非農地判断についてを上程します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第9号、非農地判断について新庄地区6件、稲舟地区5件、萩野地区8件、八向地区2件、計21件ご提案申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいま事務局から説明がございましたが、本案件は昨年実施された農地パトロール、遊休農地の利用意向調査の結果に基づき、本年の農地パトロールにおいて再度、現地を確認しております。

各担当委員から補足説明がありましたらお願いします。

<「なし」という者あり>

○議長

それではこれより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のあった新庄地区6件、稲舟地区5件、萩野地区8件、八向地区2件、計21件について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第9号非農地判断については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第9号非農地判断については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第5、議案第10号農用地利用集積計画（一括方式）についてを上程します。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第10号農用地利用集積計画（一括方式）について萩野地区1件ご提案申し上げます。

（議案書を基に申請内容を説明。）

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

それではこれより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のあった賃借権設定、新規1件について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第10号農用地利用集積計画（一括方式）については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第10号農用地利用集積計画（一括方式）については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

それでは報告案件に入ります。

日程第6、報告第10号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

報告の説明をさせていただきます。

報告第10号農地法第3条の3第1項の規定による届出について新庄地区3件、稲舟地区3件、萩野地区2件、八向地区1件、計9件ございます。議案書に基づきご報告申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの報告第10号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第10号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決、承認されました。

○議長

次に日程第7、報告第11号2アール未満農地転用届出についてを上程します。それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第11号2アール未満農地転用届出について新庄地区1件ございます。議案書に基づきご報告申し上げます。

(議案書を基に報告内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの報告第11号2アール未満農地転用届出について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第11号2アール未満農地転用届出については、原案のとおり可決、承認されました。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

その他の件について何かございませんか。

<「なし」という者あり>

○議長

ないようですので、これにて新庄市農業委員会第5回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

令和5年10月25日

新庄市農業委員会

議 長 浅沼 玲子

議事録署名委員 奥山 久

議事録署名委員 星川 秀男